

豊川市介護保険関係事業者連絡協議会部会運営規程

(名称)

第1条 この会は、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会（以下、「協議会」という）部会と称する。

(目的)

第2条 部会間における交流や意見交換をする中で、部会同士の連携をより深め、部会活動の一層の向上を図ることを目的とする。また部会役員会の中で提起された介護サービス現場における課題を事業種の異なる部会において共有・検討することで、協議会全体の資質向上を図る。

(活動内容)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 事業に関する情報交換・意見交換
- (2) 事業に関する調査・資料作成
- (3) 共同研修会・勉強会
- (4) 外部へのPR活動
- (5) 他部会・行政などへの働きかけ
- (6) 他部会を交えた意見交換・協議
- (7) その他必要と考えられる自主活動

(構成)

第4条 部会は、協議会会則第16条における6部会をもって構成する。

(部会員の範囲)

第5条 部会員の範囲は、各団体に属する実務者とする。

- 2 団体における管理者が同時に実務者を兼ねる場合は、この範囲とする。
- 3 団体において異なる部会に属する複数の事業所を持つ場合は、事業所毎にそれぞれの部会に所属することができる。

(部会役員)

第6条 事業所間の相互連携を円滑なものとするため、部会役員をそれぞれの部会に置く。

- 2 部会役員は、各部会に属する実務者の互選により選出する。
- 3 部会役員は、それぞれの部会で同一の事業所から2名以上含まれてはならず、部会をまたいで同一の人物を置いてはならない。

(部会長等の選任及び職務)

第7条 各部会に部会長1名、副部会長1名、書記1名及び会計1名を置く。

- 2 部会長は、部会を総括し、他部会との連携をとる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記は、部会長の指示により部会の書記をつかさどる。
- 5 会計は、部会長の指示により部会の会計をつかさどる。

(部会役員の任期)

第8条 部会役員の任期は、1年間とし再任は妨げない。

- 2 部会役員の、心身の故障等のため職務遂行に堪えられないと認めたときは、解任することができる。
- 3 任期途中で選任された部会役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 部会役員の任期満了時においても、後任者が就任するまでの期間はその役割を負うものとする。

(部会役員会)

第9条 部会役員会は、第6条第1項の部会役員をもって構成する。

- 2 部会役員会は、協議会会則第20条における事務局が招集し開催するほか、必要に応じて各部会長がこれを招集し、開催することとする。
- 3 部会役員会は、各部会長及び副部会長の出席によって開催する。ただし、部会長及び副部会長が出席できない場合は、代理として書記及び会計が出席することができる。
- 4 部会役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは再度検討を行うものとする。
- 5 部会役員会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 各部会の活動や報告に関する事項
- (2) 各部会が共通して行う事項
- (3) 共同研修会・勉強会に関する事項
- (4) 行政などへの質問や意見に関する事項
- (5) 協議会会則第5条における審議会への議案提出に関する事項
- (6) その他各部会が付議した事項

(顧問)

第10条 各部会に顧問を置くことができる。

(経費)

第 11 条 各部会の経費は、協議会の会計から支出された次の収入をもって充てる。

(1) 部会配分金 3 万円

(2) 部会活動費 事業年度当初の各部会事業所数×500 円
(千円未満は切り上げ)

(3) その他会場使用料など

2 部会活動費の基礎となる事業所数については、年度当初の届出数とし、以降については年度終了まで変更を行わない。

3 経費は、原則的に事業年度内に使い切るものとし、未執行となった場合は協議会会計に返還する。

(事業年度)

第 12 条 部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了するものとする。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会役員会がこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。